

トランプ米政権が新たな関税率を発表

～適用開始は猶予され、各国・地域との交渉は延長戦～

ポイント① 米国が新たな相互関税率を発表

7月9日、トランプ米政権が4月に発表した相互関税の上乗せ分の停止期限を迎えました。停止期間中、米国と各国・地域との間で通商交渉が進められてきましたが、期限までに合意に至ったのはベトナムと英国の2カ国に留まりました。合意に至らなかった一部の国・地域に対しては、7日に発表された日本（従来24%⇒25%）を皮切りに、新たな相互関税率が順次発表されました（右上図）。

ポイント② 4月の相互関税より全体に厳しめ

また、相互関税の対象外であり、別途25%の関税が設定されていたカナダとメキシコに対しては、35%と30%の関税率がそれぞれ設定されました。加えて、個別に提示されなかった国・地域に対して、トランプ米大統領は15%か20%の関税率を設定する計画を表明しました。「一律10%の基本税率と上乗せ分」という4月に発表された相互関税に対し、全体的に厳しめの関税が提示された印象です。

ポイント③ 適用開始は猶予され、交渉継続へ

新たに提示された関税率の発効は8月1日の予定です。それまでは相互関税の上乗せ分の適用停止が延長されることになり、実質的に米国と各国・地域との交渉期間が延長された格好です。現状ではこうした交渉継続の流れが市場では重視されているとみられ、米国株を中心に株式市場では大きな混乱はみられていません（右下図）。もっとも、トランプ米政権の高関税を賦課する姿勢は崩れていないうえ、残された交渉期間は短いです。別途賦課されている自動車などの分野別関税を含め、ある程度の関税率が適用される情勢であり、日本も例外ではありません。今後どのように交渉が進むか注目です。

米国が発表した新たな相互関税率など

国・地域	4月発表の相互関税率	新税率	国・地域	4月発表の相互関税率	新税率
中国	34%	8月期限に交渉中	韓国	25%	25%
EU（欧州連合）	20%	30%	カナダ	別途25%	35%
メキシコ	別途25%	30%	インド	26%	未公表
ベトナム	46%	原則20%（合意）	タイ	36%	36%
台湾	32%	未公表	英国	10%	10%（合意）
日本	24%	25%	ブラジル	10%	50%

・2025年7月13日時点。英国、ブラジル以外は米国の貿易赤字が大きい上位10カ国・地域（2024年実績）
（出所）各種報道より野村アセットマネジメント作成

S&P500と日経平均株価



期間：（S&P500）2025年1月2日～2025年7月11日、日次
（日経平均株価）2025年1月6日～2025年7月11日、日次
（出所）Bloombergより野村アセットマネジメント作成

注目される経済指標など

7月29-30日 FOMC（米連邦公開市場委員会）

8月1日 相互関税の発効日

野村アセットマネジメントからのお知らせ

■ご注意

下記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、野村アセットマネジメントが運用するすべての公募投資信託のうち、投資家の皆様にご負担いただく、それぞれの費用における最高の料率を記載しております。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前によく投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。

■投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により投資一単位当たりの価格が変動します。したがって投資家の皆様のご投資された金額を下回り損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

■投資信託に係る費用について

以下の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2025年7月現在

ご購入時手数料 《上限3.85%（税込み）》	投資家が投資信託のご購入のお申込みをする際に負担する費用です。販売会社が販売に係る費用として受け取ります。手数料率等については、投資信託の販売会社に確認する必要があります。 投資信託によっては、換金時（および償還時）に「ご換金時手数料」等がかかる場合もあります。
運用管理費用（信託報酬） 《上限2.222%（税込み）》	投資家がその投資信託を保有する期間に応じてかかる費用です。委託会社は運用に対する報酬として、受託会社は信託財産の保管・管理の費用として、販売会社は収益分配金や償還金の取扱事務費用や運用報告書の発送費用等として、それぞれ按分して受け取ります。 * 一部のファンドについては、運用実績に応じて報酬が別途かかる場合があります。 * ファンド・オブ・ファンズの場合は、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
信託財産留保額 《上限0.5%》	投資家が投資信託をご換金する際等に負担します。投資家の換金等によって信託財産内で発生するコストをその投資家自身が負担する趣旨で設けられています。
その他の費用	上記の他に、「組入価値証券等の売買の際に発生する売買委託手数料」、「ファンドに関する租税」、「監査費用」、「外国での資産の保管等に要する諸費用」等、保有する期間等に応じてご負担いただく費用があります。運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

投資信託のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断下さい。

当資料で使用した指数について

- 「日経平均株価（日経225）」に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。
- 「S&P500種株価指数」はスタンダード＆プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの所有する登録商標です。